

【別紙】

諮問番号：令和3年諮問第2号

答申番号：令和4年答申第2号

答 申 書

第1 審査会の結論

審査請求人（以下「請求人」という。）が令和３年５月１５日に提起した処分庁による財産の差押えに関する処分（令和３年２月１８日付け、木収対第１５０５号）（以下「本件処分」という。）の取消を求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、本件審査請求は棄却するべきであるとした審査庁の裁決についての考え方は、適法かつ妥当である。

第2 事案の概要

- [illegible]

第3 審理関係人の主張の要旨

- ## 1 請求人の主張

請求人の主張は、概ね以下の理由により、本件処分の取消しを求めるものである。

- (1) 株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇からの家賃収入を、建築代金として住宅支援機構へ返済を行っていたがその返済が困難となり、住む家すべてが競売にかけられることとなる。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い活動が制限される中、本件処分があつては

生きていくことができない。

2 処分庁の主張

処分庁は、以下の理由により、違法又は不当な点は認められないので、本件審査請求は理由なしとして棄却されるべきであるとしている。

- (1) 地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく本件処分に係る差押えの要件を満たしており、かつ、国税徴収法（昭和34年法律第147号）第62条第1項及び第3項の процедуру行っている。
- (2) 国税徴収法に差押禁止財産として限定列挙されていない賃料等債権を差し押さえたものであり、同法の適用に誤りはない。
- (3) 賃料等債権は差押禁止財産に当たらないが、処分庁は請求人の生活状況について十分聞き取りを行い、請求人の年金や、請求人が有する別の第三債務者への賃料等債権の差押えを行っておらず、請求人の生活に配慮し本件処分を行っている。

第4 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求には理由がないから、棄却されるべきである。

2 判断の理由

- (1) 請求人は、本件処分当時、本件滞納市税等を滞納し、期別の滞納税額に対する督促状は全て請求人宛に送達され、各督促状の発送日から10日以上を経過していた。本件処分は請求人の財産に対する差押処分に係る法律上の要件を充足して行われたものであり、違法性は認められない。
- (2) 請求人は、本件処分によって生活ができなくなる旨主張するが、国税徴収法は、第75条から第78条までに差押禁止財産を規定しており、差押禁止財産の規定は、差押えることができない財産を限定列挙したものであるから、本件処分の目的物である賃料等債権については、限定列挙された差押禁止財産に当たらず、本件処分に違法及び不当な点はない。

また、処分庁は、詳しい生活状況を把握し、最低生活費を差押えから控除するため、請求人に収支状況のわかる書類の提出を求めているが、自身の債務の完済に向けた相談は希望しているが生活費の相談ではなく提出しない意向を示していた。

- (3) 本件処分は、地方税法、国税徴収法に基づく事前の督促手続、差押書の送付等の手続を経て行われており、手続においても違法性は認められず、他に本件処分について違法又は不当な点は認められない。

第5 審査庁の裁決についての判断

本件処分の維持が適当である。

第6 調査審議の経過

令和3年11月5日 審査庁からの諮問を受付

令和3年12月14日 調査審議

令和4年1月25日 調査審議

第7 審査会の判断の理由

審査会の判断の理由は、次のとおりである。

1 前提事実

当事者間に争いのない事実及び証拠により認定できる事実として、上記第2の事実のほか、以下の事実が認められる。

- (1) 請求人は、本件処分があった令和3年2月18日、本件滞納市税等を滞納していた。
当該滞納額の内訳は、別表1のとおりである。
- (2) 本件処分は、本件滞納市税等に係る各期別の督促状を発した日から起算して、いずれも10日を経過してから行われた(別表1)。
- (3) 請求人は、平成23年以降、平成30年2月28日と同年3月27日にそれぞれ3万円を納付した他は、自ら納付を行った事実はない。
- (4) 本件賃料等債権の債権者は、請求人である。
- (5) 処分庁が把握した請求人の銀行等の預貯金口座の口座残高及び年金は、滞納額に比して少額であった。

2 本件に係る法令等の規定について

- (1) 地方税法には、滞納処分について、以下の規定がある。
- ① 第331条第1項柱書 市町村民税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、

市町村の徴税吏員は、当該市町村民税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならない。

同項第1号 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

② 第331条第6項 前各項に定めるものその他市町村民税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

③ 第373条第1項柱書 固定資産税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、市町村の徴税吏員は、当該固定資産税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならない。

同項第1号 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る固定資産税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

④ 第373条第7項 前各項に定めるものその他固定資産税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

(2) 国税徴収法には、滞納処分について、以下の規定がある。

① 第48条第1項 国税を徴収するために必要な財産以外の財産は、差し押えることができない。

② 第62条第1項 債権（電子記録債権法第2条第1項（定義）に規定する電子記録債権（次条において「電子記録債権」という。）を除く。以下この条において同じ。）の差押えは、第三債務者に対する債権差押通知書の送達により行う。

同条第3項 第1項の差押の効力は、債権差押通知書が第三債務者に送達された時に生ずる。

③ 第63条 徴収職員は、債権を差し押えるときは、その全額を差し押えなければならない。ただし、その全額を差し押える必要がないと認めるときは、その一部を差し押えることができる。

(3) 国税徴収法には、差押禁止財産について、別表2記載の規定がある。

(4) 国税徴収法基本通達（昭和35年1月27日付け徴徴4－5外9課共同「国税徴収法基本通達の制定について」国税長官通達。平成30年3月20日改正「国税徴収法基本通達の全文改正について」。）第47条関係17《財産の選択》には以下の指針が示されている。

差し押さえる財産の選択は、徴収職員の裁量によるが、次に掲げる事項に十分留意して選択を行うものとする。この場合において、差し押さえるべき財産について滞納者の申出があるときは、諸般の事情を十分考慮の上、滞納処分の執行に支障がない限り、その申出に係る財産を差し押さえるものとする。

- ① 第三者の権利を害することが少ない財産であること。
- ② 滞納者の生活の維持または事業の継続に与える支障が少ない財産であること。
- ③ 換価に便利な財産であること。
- ④ 保管又は引揚げに便利な財産であること。

3 滞納処分の要件充足性について

請求人は、本件処分によって、自身の返済が滞り住む家のすべてが競売にかけられる旨主張する。

しかしながら、地方税法第331条第1項第1号又は同法第373条第1項第1号により、市町村民税又は固定資産税の滞納の事実、当該滞納税額に係る督促を受けた事実及び当該督促状発送から10日を経過した事実があれば、当該滞納に係る差押処分の要件を満たすものとされ、その場合、市町村は差押処分を行わなければならない旨が規定されている。

請求人は、本件処分当時、本件滞納市税等を滞納し、期別の滞納税額に対する督促状は全て請求人宛に送達され、各督促状の発送日から10日以上を経過していた。

従って、請求人が主張する納税できないこと及び返済できなくなることへの事情の有無に関わらず、本件処分は請求人の財産に対する差押処分に係る法律上の要件を充足して行われたものであり、この点について違法性は認められない。

4 本件賃料等債権が差押禁止財産に該当するかについて

国税不服審判所（平成29年7月25日採決参照）によれば、「滞納者等の最低生活の保障、生業の維持、精神的生活の安寧の保障及び社会保障制度の維持等の理由から、徴収法75条以下に差押禁止財産が規定されているところ、納税者等に属する総財産は、金銭化することが可能な限り滞納国税等の一般的な引き当てとなるべきものであり、全ての差押えの目的となりえることが原則であるから、差押禁止財産の規定は、差押えることができない財産を限定列挙したものと解するのが相当である」としている。

以上のことから本件賃料等債権については、国税徴収法第75条以下に限定列挙された差押禁止財産に当たらない。この点について違法性は認められない。

5 差押財産の選択について

請求人は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い活動が制限される中、本件処分があつては生きていくことができない旨主張する。

国税不服審判所（平成15年4月7日裁決参照）によれば、「差押財産の選択に当っては法令に具体的な規定はなく、徴収法第48条、同第49条《差押財産の選択に当っての第三者の権利の尊重》、同法第75条《一般の差押禁止財産》から同法第78条《条件付差押禁止財産》までの規定に抵触しない限り、専ら徴収職員の合理的な裁量にゆだねられているものと解される。本件基本通達は徴収職員に対して差押財産の選択に当たっての基準ないし留意事項を示したものに過ぎず、本件基本通達に反することを理由に差押処分の違法を主張することはできない。」としている。

そこで、本件処分が徴収職員の合理的裁量の範囲を逸脱したというべき事情が認められるか否かを以下に検討する。

（1） 預金債権及び年金の選択について

処分庁が行った請求人の預金及び年金の調査によると口座残高及び年金の年額はいずれも少額であり差押えを行わないことについて、合理的裁量の範囲を逸脱したとはいえない。

（2） 不動産の選択について

請求人は、居宅の他に多数の不動産を所有しておりその不動産には、抵当権が附されているものの、処分予定価額及び固定資産税評価額と現在の被担保債権額を比べると、公売の特殊性に伴う減価調整を行った後も配当見込額があるとし、請求人の所有する不動産に対し差押え（差押書令和2年12月2日付け、木収対第1239号）を行っており、合理的裁量の範囲を逸脱したとはいえない。

（3） 賃料等債権の選択について

処分庁は、不動産の差押えは行っているが、処分時に差押財産をめぐる権利関係を把握することが必ずしも容易ではなく、その価値を正確に評価することが困難であり、不動産の換価による市税の徴収は、最終的には差押財産の公売等の方法による換価を待つて初めて実現するものである。そのため、どのような財産をどのような範囲で差し押さえるかは、徴収職員の合理的な裁量にゆだねられているものと解される。

本件賃料等債権の債権額は、滞納額と比して少額ではあるものの、不動産の公売による換価の方法でなく第三債務者の履行により徴収ができ、より換価等の徴収に便利でかつ徴

収の確実性の高い財産であるともいえる。

そして、本件賃料等債権は、不動産の所有権が移転すると賃料等債権が失われる関係（賃貸借物件管理委託契約第5条第3項（乙1号証））でもある。

本件賃料等債権の差押えがあることで、仮に不動産経営に影響があるとしても、自宅も含めた不動産の差押えによる換価処分と比べて、請求人の生活に対する影響が大きいとは認められない。

以上のように、処分庁が本件賃料等債権を差押財産として選択した判断には、合理的裁量の範囲を逸脱したと解される点はなく、差押財産の選択を誤った違法性は認められない。

（４） 本件処分によって生活が脅かされることについて

処分庁は、賃料等債権が差押禁止財産に当たらないが、請求人の生活に配慮し、請求人の年金や、請求人が有する別の第三債務者への賃料等債権の差押えを行っておらず、請求人の生活に配慮を行っている。

また、処分庁は詳しい生活状況を把握し、請求人に収支状況のわかる書類の提出を求めているが、口頭意見陳述の場でも自身の債務の完済に向けた相談は希望しているが生活費の相談ではない旨を述べて提出しない意向を示している。

以上のように、処分庁が本件賃料等債権を差し押さえた判断には、合理的裁量を逸脱したと解される点はなく、差押財産の選択を誤った違法性は認められない。

6 上記以外の違法性又は不当性について

本件処分は、地方税法、国税徴収法に基づく事前の督促手続、債権差押通知書の送付等の手続を経て行われており、手続においても違法性は認められない。

7 その他

請求人は口頭意見陳述の場で「税を支払うには、儲けがなければ支払えない。」旨の主張をしている。

本件滞納市税等の大部分は固定資産税に起因する滞納である。地方税法では、固定資産税については、原則として賦課期日（1月1日）における価格として、土地課税台帳及び家屋課税台帳等の固定資産税台帳に登録された金額を課税標準として課せられるものである。このため、固定資産税は、固定資産自体の有する価値に注目し、その資産を所有することに担税力を見出して、その資産価値に応じて課税される物税、財産税であるとされている。

このことから、固定資産税については、賦課期日に所有する者が使用状況の如何にかかわ

らず納付しなければならない税目であるといえる。

従って、請求人のかかる主張は、採用できない。

8 審理員の審理について

本件審査請求に係る審理は、適正に行われたものと認められる。

9 結論

以上のとおりであるから、審査庁の裁決についての判断は、妥当である。

第8 付記事項について

本件処分 of 適法性及び妥当性の上記判断について影響を及ぼさないが、当審査会は、滞納額が増える前の対応について付言する。

地方税法第331条第1項第1号において、市町村民税に係る滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しないときは、市町村の徴税吏員は、当該市町村民税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さえなければならないとされている。また、固定資産税に係る地方税法第373条第1項第1号も同様に規定されている。同法の要件を満たすのであれば、滞納処分を実施する必要がある、滞納額が増える前に、同法の規定に従い対応するように要請する。

以上

令和4年1月25日

木更津市行政不服審査会

会長 渡 邊 秀 孝

副会長 井 元 岳 史

委員 清 水 幸 雄